

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名	給水装置工事の完成検査事業				事業コード	1314
担当課等	所属名	上下水道局 給排水課		担当係名		
	課長名	上下水道局 給排水課	担当者名	小笠原政美	電話番号	6139

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	快適な都市機能	コード 7	施策	いつでも信頼される上水道事業の推進	コード 5
	基本事業	給水サービスの向上	コード 2			関連予算 費目名
	特記事項					
	事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度				⇒ (開始年度 昭和35年度～)
事務事業の概要	適正な給水装置の工事が行われたか、検査を行う事業					
根拠法令等	水道法、盛岡市水道事業給水条例、盛岡市給水装置工事要綱					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
適正な給水装置工事の実施を行ってもらうため、昭和35年から盛岡市水道事業給水条例の規定に基づき開始した。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
特になし						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の改正に伴い、検査基準が変化する。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	給水装置工事の申込者 給水装置工事を行った給水装置工事事業者	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 給水装置工事の初回検査申込件数	単位	件
				B.	単位	
				C.	単位	
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) ①写真及び現地立会による完了検査 ②完了検査申込書の受付及び手数料の処理 ③給水工事完了検査実施済証の発行 23年度計画(23年度に計画している主な活動) ①写真及び現地立会による完了検査 ②完了検査申込書の受付及び手数料の処理 ③給水装置工事完了検査済証の発行	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 給水装置工事の初回検査合格件数	単位	件
				B.	単位	
				C.	単位	
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	関係法令や市の基準に適合した、適正な給水装置工事を実施してもらう。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 初回検査合格率(初回検査合格件数÷初回検査申込件数) 【指標の性格:●上げる ○下げる ○維持する】	単位	%
				B. 【指標の性格:○上げる ○下げる ○維持する】	単位	
				C. 【指標の性格:○上げる ○下げる ○維持する】	単位	
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	利用者の理解と信頼が確保される	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	公道内鉛製給水管解消率(単位:%)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	給水装置工事の初回検査申込件数	件	4,432	3,480	3,109	4016	3109	3109	年度
対象 指標B									年度
対象 指標C									年度
活動 指標A	給水装置工事の初回検査合格件数	件	4,411	3,464	3,109	4012	3109	3109	年度
活動 指標B									年度
活動 指標C									年度
成果 指標A	初回検査合格率(初回検査合格件数÷初回検査申込件数)	%	99.5	99.5	100	99.9	100	100	年度
成果 指標B									年度
成果 指標C									年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	0	0	0	0			*****
財源 内訳	④国	千円							*****
	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	0	0	0	0	0	0	*****
	⑧その他	千円							*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	0	0	0	0			*****
延べ業務時間数		時間	8,864	6,992	6,218	8,032			*****
職員人件費 (B)(臨時職員賃金は、事務費に含む)		千円	35,456	27,968	24,872	32,128	0	0	*****
トータルコスト (A) + (B)		千円	35,456	27,968	24,872	32,128	0	0	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☒ 見直す余地がある ☐ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由: 適正な給水装置工事を実施していただくことにより、お客様(水道使用者)に安心して水道を使用していただくことから、結びついている。		
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	↳「妥当」とする理由: ☐ 法定事務である ☐ 内部管理事務である ☒ その他 理由: 盛岡市水道事業給水条例において市が実施することと規定しており、給水装置の適正な施工を実施してもらうため、市が給水装置工事の完了検査を行うことは妥当である。なお、給水装置工事業者の資質の向上を目的として立会い指導を行っている。		
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	↳「妥当」とする理由: ☐ 法定事務である ☐ 内部管理事務である ☒ その他 理由: 現状で施工された給水装置工事をすべて対象としていることから、見直す必要がない。		
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	↳「妥当」とする理由: ☐ 法定事務である ☒ その他 理由: 盛岡市水道事業給水条例に基づくものであり、現状の意図で妥当である。		
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☐ 向上余地がある ☒ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由: 給水装置の検査合格率がほぼ100%になっている。		
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
その内容: 給水装置工事が適正に施工されない恐れがある。			
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☒ 類似事業がある ☐ 類似事業がない	
	事業名: 排水設備係で実施している排水設備工事の完了検査		
	※類似事業がある場合、その事務事業と統廃合又は連携を図ることにより成果向上はできませんか？		
	統廃合・連携検討 ☐ できる ☒ できない ⇒ 4. 事務事業の改革案へ 理由: 準拠法令等が異なり、統廃合等を実施しても成果の向上は望めない。		
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由: 事業費がない。		
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☒ 削減余地がある ☐ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	その内容: 完了検査内容の簡素化を図れば削減の余地はある。		
	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
理由: 盛岡市水道事業給水条例に規定された事務事業であり適正である。			
公平性評価	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由: 盛岡市水道事業給水条例に規定された完了検査手数料を徴収しており適正である。		

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 完了検査業務の効率化を図ることによって生じた時間を指定給水装置工事事業者の指導育成に振り向け、完成検査業務の有効性を図るものとする。 ②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 給水装置工事事業者は絶えず異動しており、指導育成には時間を要する。
---------	--

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 ① 必要性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ② 有効性 ○ 妥当 ● 見直し余地あり ③ 効率性 ○ 妥当 ● 見直し余地あり ④ 公平性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり	(2)全体総括(振り返り、反省点) ・検査業務の簡素化と効率化を進めながら、工事事業者の指導強化を図った。また、工事立会の体制強化と安全性の確保に努めた。 ・タンクレストイレの水圧不足問題の解消のため、製造メーカーとの交渉を進めながら、製品の改善及び不具合発生時の販売者の対応強化を図って利用者への利便性の確保に努めた。
今後の方向性と改革改善案	(3)今後の事務の方向性(改革改善案) ☐ 終了 ☐ 継続 ☐ 廃止 ☐ 休止 ↓ ☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☐ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携 時期: 年度から 方向付けの理由と改革改善の内容 規制緩和の影響を受け、認証の有無の確認が難しい給水器具が更に増加してくると思われる。指定工事事業者と主任技術者の認識を高めるとともに、お客様が安心して使用できる給水装置の設置確認に努める。	